

発議第3号

多可町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

多可町議会傍聴規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年9月2日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 廣畑 幸子

多可町議会傍聴規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日

議会規則第 号

多可町議会傍聴規則（平成17年多可町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「、つえ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

多可町議会傍聴規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、棒、つえその他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、棒、<u> </u>その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p>